改正品確法「発注者関係事務の運用」に関する相談-回答一覧表

	相談	回答
1	随意契約についても入札金額内訳書の提出が必要となるのか。	建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領第2対象工事に記載しておりますが、県発注工事に係る一般競争入札及び指名競争入札が対象となっており、随契の場合は内訳書の提出は必要ありません。
2	入札金額内訳書の指定様式があるのか。	指定様式はありません。 県では参考資料として様式を添付しています。
3	施工体制台帳の作成は随意契約の場合も対象となるのか。	随意契約の場合も含め、全ての公共工事が対象となります。
4	平成27年4月1日以降は入札金額内訳書を必ず提出させなければならないのか。	必ず提出させる必要がありますが、県では今年度は試行として取扱い、内訳書の提出がない場合や不備がある場合にも入札無効とはしません。
5	施工体制台帳の提出期限はあるのか。	特に定めはありませんが、県では、下請契約締結後施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならないとしています。